

見積り合わせに関する募集

1 調達内容

(1) 調達件名

助成金関係書類及び机の運搬業務

(2) 調達案件の仕様、履行期間及び納入場所

別添「仕様書」による。

2 見積り合わせ参加に必要な書類

(1) 見積書

(2) 誓約書 (別紙)

宛名は「支出負担行為担当官 富山労働局総務部長」とすること。

3 見積書等関係書類の提出期限及び場所

令和8年2月5日（木）17時15分まで

持参、メール、FAX又は郵送とする。郵送の場合、提出期限必着とする。

〒930-8509

富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎5階

富山労働局 総務部総務課会計第一係 担当 金（かね）

TEL 076-432-2727

FAX 076-432-6471

E-mail イチ エル kaikei-toyamakyoku.a15(★)mh1.w.go.jp

※(★)を@に変更してください。

4 見積り合わせの結果通知

令和8年2月6日（金）12時までに、見積り合わせに参加した者に通知する。

5 その他留意事項

(1) 見積金額について

見積金額には、運搬費、作業費等全ての諸経費を含めること。また、見積書の様式は任意とするが、内訳ごとに単価・数量・金額を記載すること。

なお、金額は見積もった金額の110分の100に相当する金額（以下「税抜き価格」という。）、消費税及び地方消費税額（以下「消費税額」という。）及び税抜き価格に消費税額を加算した合計金額（以下「税込み価格」という。）を記載すること。ただし、免税業者においては、見積書にその旨を明記すること。

(2) 契約の相手方の決定について

総価において最低価格を提示した事業者を、契約の相手方として決定する。

誓 約 書

当社（私）は、下記（1）から（6）のいずれの要件も満たしていることを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとな
っても、異議は一切申し立てません。

また、必要に応じて、証明書等の追加資料の提出を求められることについて了承します。

記

- （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を
得ている者については、この限りでない。
- （2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- （3）社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保
険、国民保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の
保険料の滞納がないこと。
- （4）厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は
暴力団員でないこと。
- （6）労働関係法令を遵守している者であり、過去1年以内に当該業務に関し、厚生労働省
所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
富山労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

仕様書

- 1 件名 助成金関係書類及び机の運搬業務
- 2 履行場所 別紙1のとおり
- 3 履行期日
令和8年2月24日（火）～3月6日（金）のいずれかの平日
※作業日については、事前に当局と調整を行い決定すること。
※作業時間は8時30分から16時の間とし、全ての作業を1日で完了すること。
- 4 作業内容
各搬出場所に保管中の書類（段ボール箱に収納済）及び机を各搬入場所まで運搬する（別紙1及び別紙2参照）。
各搬入場所においては、当局職員の指示に従い指定場所まで運搬すること。
- 5 留意事項
 - (1) 契約業者は、事前に契約担当職員と十分な打合せを行うこと。なお、道路管理者等関係機関に対し道路使用許可申請等が必要となる場合は、必要な手続は全て契約業者が行うこととし、許可証等の写しを契約担当職員に提出すること。
 - (2) 搬送経路上には適切な養生を施すこと。万が一、建物等に損傷等を生じさせた場合は、速やかに契約担当職員に報告し、契約業者の負担と責任により原状に復すること。
 - (3) 搬送経路上で、安全を確保する必要があると認められる場合は、歩行者及び車両等の誘導に人員配置を行うなど、必要な安全対策を講じること。
 - (4) 移動物品等には、個人情報等の取扱いが含まれることから、その情報管理を徹底すること。契約業者は、本業務履行中に知り得た情報等を第三者に漏えいし、または、この契約の目的以外に使用してはならない。
 - (5) 万が一、作業遂行中に作業員等の人身事故、建物・設備・書類・物品等に対する物損事故、搬送物品の遺失事故等が発生した場合、その損害の補償等は契約業者の負担と責任において対応すること。
- 6 再委託
 - (1) 契約業者は、業務の全部を第三者（契約業者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

- (2) 契約業者は、再委託する場合には、発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- (3) 契約業者は、業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、発注者に対し全ての責任を負うものとする。

7 検査

- (1) 各作業場所における作業終了ごとに、当局職員と契約業者双方で、建物内の損傷及び汚れ等の有無を確認し、本仕様書のとおり履行されたことの確認を行う。
- (2) 作業の不備が認められる場合は、契約業者は速やかに是正を行い、改めて検査を受けること。
- (3) 全ての作業場所における検査に合格後、「官署支出官 富山労働局長」宛て請求書を作成し、提出すること。

8 その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合には、契約担当職員と協議の上、決定すること。
- (2) 見積りに当たって、現地の確認を希望する場合は、下記の問合せ先へ連絡を行い、日時について調整すること。

9 本案件に関する問合せ先

富山労働局総務部総務課 金(かね)
富山市神通本町1丁目5-5 富山労働総合庁舎5階
電話: 076-432-2727 FAX: 076-432-6471

履行場所及び運搬物品一覧

(1) 搬出場所

No.	名前	住所	搬出物品	数量	備考
1	横江ビル	富山市神通本町1-5-13 横江ビル2階	書類(段ボール箱・幅410×奥行330 ×高さ270mm程度)	62箱	外階段のみ(エレベーター無し) 駐車場無し
2	富山労働局 熱源機械室	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎1階	平机(幅1,100×奥行700×高さ 720mm程度)	1台	駐車場有り
3	富山労働局 助成金センター	富山市神通本町1-6-9 MIPSビル2階	平机(幅1,100×奥行700×高さ 720mm程度)	6台	エレベーター1基 駐車場無し
			会議テーブル(幅1,800×奥行600 ×高さ720mm程度)	2台	

(2) 搬入場所

No.	名前	住所	搬入物品	数量	備考
1	富山公共職業安定所	富山市奥田新町45 富山公共職業安定所(車庫)	平机(上記のとおり)	7台	駐車場有り
2	滑川公共職業安定所	滑川市辰野11-6 滑川公共職業安定所2階	会議テーブル(上記のとおり)	2台	エレベーター1基 駐車場有り
3	魚津合同庁舎	魚津市新金屋1-12-31 魚津合同庁舎4階	書類(上記のとおり)	62箱	エレベーター2基 駐車場有り

※搬出場所1、2、3の順序で積み込みを行い、搬入場所1、2、3の順序で積み下ろしを行うことを想定しているが、事前に打合せの上、異なる順序で作業を行ってもよい。

運搬物品等参考写真



横江ビル前面道路



横江ビル外階段



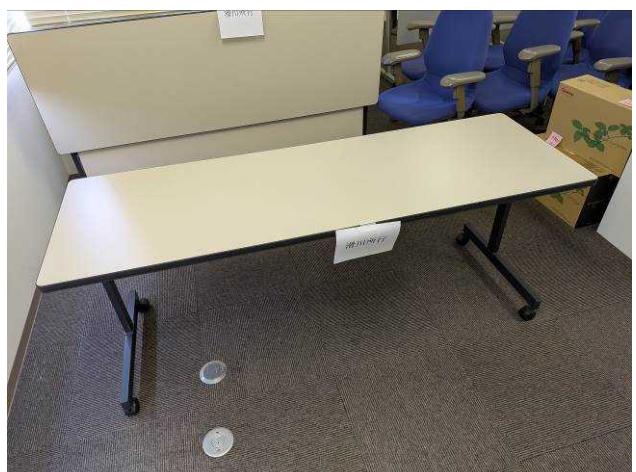
横江ビル書類（62 箱）



熱源機械室平机（1 台）



助成金センター平机（6 台）



助成金センター会議テーブル（2 台）